

戸建分譲や宅地造成等の雨水流出抑制施設について

①市条例のみ手続きする場合

戸建分譲等で雨水浸透施設を設置する場合は次のとおり設置基準を定めます。

※本基準は、市条例のみ手続きする場合（開発行為等の面積が500m²以上）適用するものです。

市条例：越谷市まちの整備に関する条例

法：特定都市河川浸水被害対策法

①浸透柵

画地面積100m²未満については内径400mm深さ600mm（碎石H700mm×W700mm）の浸透柵を2個以上とし、100m²を超えるものについては100m²毎に2個以上の浸透柵を設置すること。（小数点以下四捨五入）

②浸透トレンチ

画地面積100m²未満については内径200mm（碎石H500mm×W500mm）の浸透トレンチを2m以上とし、100m²を超えるものについては100m²毎に2m以上の浸透トレンチを設置すること。（小数点第2位以下四捨五入）

③放流管

放流管の直径は50mmとし、直近の道路側溝又は排水路等に接続するものとする。

④建築面積以外の空地

当該空地は雨水が浸透できるよう未舗装とするか、浸透性舗装とする。

⑤開発道路

市に帰属される開発道路については、雨水流出抑制施設の対象外とする。

◎計算例

(1)浸透柵

・画地面積100m²ごとに2個を設置する。

$$\boxed{\text{画地面積}} \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 個} = \boxed{\text{ }} \text{ 個} \quad \therefore \boxed{\text{ }} \text{ 個}$$

※小数点以下四捨五入

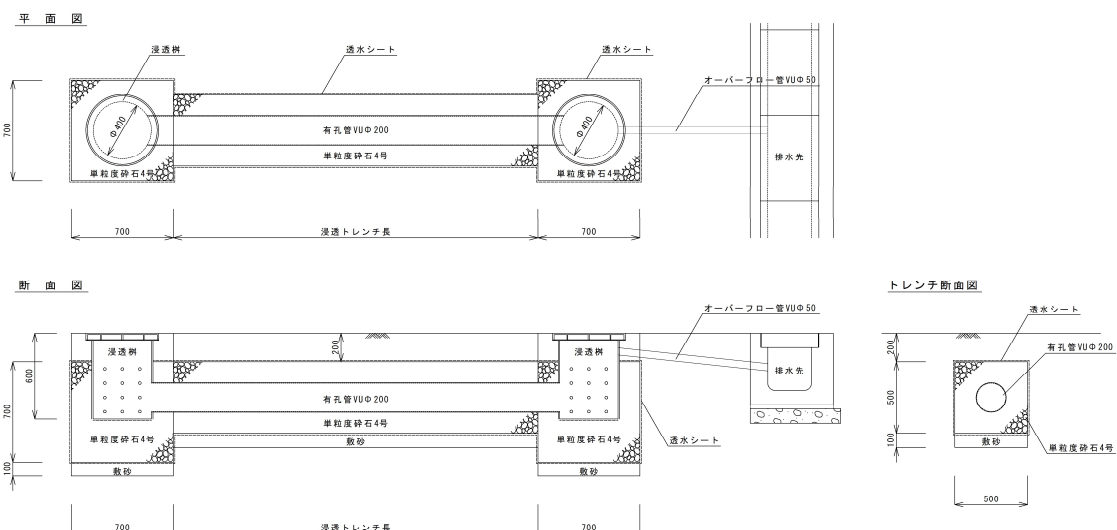
(2)浸透トレンチ

・画地面積100m²ごとに2mを設置する。

$$\boxed{\text{画地面積}} \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 \times 2 \text{ m} = \boxed{\text{ }} \text{ m} \quad \therefore \boxed{\text{ }} \text{ m}$$

※小数点第2位以下四捨五入

※開発完了検査時は、上記全数量を対象とする。（水路整備要請は、雨水各図に記載すること。）



法と条例の判断基準

面積 (市条例：開発行為等) (法：雨水浸透阻害行為)	市条例のみ	市と法併存	法のみ
500m ² ～1,000m ² 未満	①		
1,000m ² ～10,000m ² 未満	①	②	※法の基準に基づく
10,000m ² ～	① 県条例の協議を 要しない場合	② 県条例の協議を 要しない場合	※法の基準に基づく

 : 手続きの対象
 : 手続きの対象外

※①、②の基準適用外